

平成20年度P R T R環境モニタリング調査結果について

1 調査目的

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づいて届出が行われた事業所について、周辺での第一種指定化学物質の環境実態（大気）を把握する。

2 調査地域

吉野原工業団地及び東埼玉テクノポリス

3 調査期間

	吉野原工業団地周辺	東埼玉テクノポリス周辺
第1回	平成20年5月20日（火）～23日（金）	平成20年5月26日（月）～29日（木）
第2回	平成20年8月18日（月）～21日（木）	平成20年9月1日（月）～4日（木）
第3回	平成20年11月4日（火）～7日（金）	平成20年11月10日（月）～13日（木）
第4回	平成21年2月2日（月）～5日（木）	平成21年2月16日（月）～19日（木）

4 調査内容

(1) 調査地点

原則として両地域とも工業団地を取り囲むように東西南北に調査地点を設定し、工業団地の影響を受けないと考えられる地点を対照地点とした。「吉野原一沿道」は、吉野原工業団地を横断する国道16号線を走行する車両の影響を把握するために設定した。

(2) 調査項目

両工業団地共通：トルエン、キシレン、エチルベンゼン、1,3-ブタジエン、四塩化炭素

吉野原工業団地のみ：トリクロロエチレン、スチレン、ベンゼン

東埼玉テクノポリス周辺のみ：ジクロロメタン

(3) 採取方法

有害大気汚染物質測定方法マニュアル（平成9年2月環境庁大気保全局大気規制課）に準拠し、キャニスターを用いた72時間（3日間）連続採取法とした。

5 分析機関

埼玉県環境科学国際センター



<キャニスター設置例>

6 調査結果（全4回調査の平均値）

(1) 吉野原工業団地

単位：(μg/m³)

調査地点名		東	南	西	北	沿道	対照	環境基準
		さいたま市北区吉野町	さいたま市北区吉野町	さいたま市北区吉野町	さいたま市北区吉野町	上尾市原市	上尾市東町	
調査項目	トルエン	29	38	27	32	32	22	—
	キシレン	5.8	5.2	5.8	7.3	7.1	4.9	—
	エチルベンゼン	4.5	3.9	4.7	5.8	4.9	3.9	—
	トリクロロエチレン	3.2	2.2	2.3	4.0	2.2	2.0	200 以下
	スチレン	0.41	0.96	1.6	0.48	0.45	0.34	—
	ベンゼン	1.9	1.8	1.7	1.8	2.6	1.6	3 以下
	1, 3-ブタジエン	0.19	0.17	0.16	0.19	0.35	0.14	—
	四塩化炭素	0.57	0.56	0.57	0.57	0.57	0.57	—

(2) 東埼玉テクノポリス

単位：(μg/m³)

調査地点名		東	南	西	北	対照	環境基準
		吉川市大字上内川	吉川市大字上内川	松伏町大字田島	吉川市大字上内川	松伏町大字松伏	
調査項目	トルエン	10	20	39	13	14	—
	キシレン	2.2	2.4	4.1	2.6	2.4	—
	エチルベンゼン	1.6	1.9	4.0	2.1	1.8	—
	ジクロロメタン	2.4	6.0	11	4.6	2.0	150 以下
	1, 3-ブタジエン	0.088	0.086	0.09	0.10	0.10	—
	四塩化炭素	0.56	0.57	0.57	0.56	0.57	—

* 環境基準

「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めたものです。「—」の項目については基準が定められていません。

<問い合わせ先>

環境部青空再生課有害化学物質担当 直通 048-830-2986 mail:a3050-08@pref.saitama.lg.jp